

店頭外国為替証拠金取引約款 新旧対照表

旧	新
<p>【店頭外国為替証拠金取引約款】 (本約款の目的) (略)</p> <p>第1条～第15条 (略)</p> <p>第16条(解約) (略)</p> <p>(11) お客さまが、当社のウェブサイト、取引システム等を含む当社の業務の運営もしくは維持に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為を行ったと当社が判断したとき。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(12)</u> お客さまが本約款または「取引規定等」に違反したと当社が合理的に判断したとき。</p> <p><u>(13)</u> 前各号の他、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。</p> <p>第17条～第36条 (略)</p> <p>発効日 2002年04月01日 改定日 2004年04月19日 改定日 2006年02月20日 改定日 2007年09月30日 改定日 2007年12月03日 改定日 2008年08月11日 改定日 2009年03月16日</p>	<p>【店頭外国為替証拠金取引約款】 (本約款の目的) (略)</p> <p>第1条～第15条 (略)</p> <p>第16条(解約) (略)</p> <p>(11) お客さまが、当社のウェブサイト、取引システム等<u>に何らかの負荷を与える等</u>、当社の業務の運営もしくは維持に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為を行ったと当社が判断したとき。</p> <p><u>(12) 方法の如何にかかわらず、お客さまの注文が、市場もしくは当社の公正な価格形成、他のお客さまの取引、当社のカバー取引、または当社の取引システム等に悪影響を及ぼすと当社が判断したとき。</u></p> <p><u>(13) お客さまによる当社との取引にかかる価格等の情報の取得方法または利用方法が不適切であると当社が判断したとき。</u></p> <p><u>(14)</u> お客さまが本約款または「取引規定等」に違反したと当社が合理的に判断したとき。</p> <p><u>(15)</u> 前各号の他、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。</p> <p>第17条～第36条 (略)</p> <p>発効日 2002年04月01日 改定日 2004年04月19日 改定日 2006年02月20日 改定日 2007年09月30日 改定日 2007年12月03日 改定日 2008年08月11日 改定日 2009年03月16日</p>

改定日 2010 年 07 月 26 日  
改定日 2012 年 04 月 02 日  
改定日 2012 年 10 月 01 日  
改定日 2012 年 11 月 05 日  
改定日 2013 年 01 月 21 日

(追加)

以上

改定日 2010 年 07 月 26 日  
改定日 2012 年 04 月 02 日  
改定日 2012 年 10 月 01 日  
改定日 2012 年 11 月 05 日  
改定日 2013 年 01 月 21 日  
改定日 2014 年 12 月 15 日

以上